



27 逗 個 情 運 発 第 10 号
2015 年（平成 27 年）7 月 15 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議
会 長 立 川 丈



家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の
省略について（答申）

2015 年（平成 27 年）6 月 9 日付け、諮問第 10 号「家庭ごみ処理手数料減免
事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について」に係る逗子市
個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づく、
目的外利用及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適
当と認め答申します。

以上